

国立大学法人鳥取大学の中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 62) (大学名) 鳥取大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>教育研究の理念として「知と実践の融合」を掲げ、高等教育機関としての大学の役割である、人格形成、知識の伝授、能力開発、知的生産活動、文明・文化の継承と発展などに関する学術を教育・研究するとともに、知力のみでの教授ではなく、これを実践できる能力も養成することを旨として、以下の3つを教育研究の目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会の中核となり得る教養豊かな人材の養成 2 地球的、人類的及び社会的課題解決への先端的研究 3 地域社会の産業と文化等への寄与 <p>これらの全体目標に沿って、各領域において次のように目標を設定し、学長のリーダーシップの下に、その実現に取り組む。</p> <p>教育 大学の使命と役割はまず教育であり、引き続き教育重視の方針を掲げ、特に、社会が求めている「人間力の豊かな人材の養成」に力を注いで、卒業時には学生に社会に適切に対応できる学士力を獲得させることを目指す。</p> <p>研究 学術研究推進戦略に掲げる「持続性ある生存環境社会の構築」に向けて、基盤的研究を支援するとともに、本学の特色を活かして環境とライフサイエンス等の学際的研究分野の育成を図り、研究拠点形成を推進する。</p> <p>社会貢献 日本だけでなく世界に役立つ研究等の成果を社会に還元するとともに、大学の知的財産を活用した地域産業の育成や地域教育の発展、地域の活性化に貢献し、地域になくてはならない大学を目指す。</p> <p>国際交流 海外の大学、研究機関等との交流を一層促進し、交流協定の締結及び単位互換制度の導入による学生交流の実質化、共同研究の推進等を目指す。</p> <p>医療 地域の中核医療機関として、社会に貢献し、患者に信頼される安全で質の高い医療を提供するとともに、将来を担う高度な医療人の養成と先進医療の研究開発を推進する。さらに経営をより効率化し、安定的な経営基盤の確立を目指す。</p> <p>その他の教育研究活動等 乾燥地研究センターの充実及び附属学校、学内共同教育研究施設等の組織体制の見直しを通じて、学内外の教育研究等が活発に行われる施設となるこ</p>	

とを目指す。

業務運営等 組織及び業務の見直しを不断に行い、効率的・機動的な大学運営を目指すとともに、全ての教職員の意識改革を図りつつ、大学の個性・特色を明確にして活力ある経営を目指す。また、競争的資金等の自己収入増、経費抑制に努め安定した大学経営を目指す。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部・研究科等及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

1) 豊かな教養と人間性、専門性を備えた人間力の優れた人材を養成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1) 人間性を豊かにする教養教育を充実するとともに、人間力を高めて、幅広い職業人を養成するために、カリキュラムを不断に見直す。
- 2) 基礎知識を確実に習得させ、課題発見、問題解決の能力向上のための対策を充実する。
- 3) 倫理教育、安全教育、環境問題、知的財産、情報セキュリティに関する教育を充実し、高い責任感を有する職業人を養成する。
- 4) 海外での実践教育を推進し、国際的な課題にも対応できる幅広い人材を養成する。

2) 学生の学習意欲や目的意識を高める教育を実施するとともに、社会の要請を踏まえた人材育成に関する教育を推進する。

3) 本学の教育研究理念に即した「知」のみならず、強い「実践的マインド」を有する学生の受け入れ方策を適切に講じる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

1) 大学における教育の質の保証・向上に資するよう制度・組織を見直し、特に獣医学教育においては、平成25年度に岐阜大学との共同獣医学科を設置するなど、整備・充実する。

2) 学生の学習効果を向上させるため、教育・学習環境を整備・充実する。

5) 創造性豊かな優れた研究開発能力を有する高度な専門職業人を養成するため、フィールド教育、海外実践教育、社会の中で学ばせる仕組み等を充実する。

6) 時代に応じた授業科目をカリキュラムに取り入れるなど、学生の学習意欲を高める授業を開講する。

7) 専門分野での早期体験実習を通じて、各専門分野への関心を高める教育を実施する。

8) 産業界、地域社会との連携により、問題解決に向けた交流の場を積極的に活用し、実習、インターンシップ、卒業研究等、学生への教育に反映させる。

9) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実施するため、一般選抜、推薦、AO入試等の多様な選抜方法の見直しを行う。

10) 鳥取県内高校生の志願率及び入学率を向上させるため、小・中・高・大学連携を更に推進する。

11) オープンキャンパスの内容を更に魅力あるものにするるとともに、広報誌やホームページにおいて、学生の受け入れに関する情報を充実させる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 大学教育支援機構を中心として教育の質を確保し、教育内容等の明確化や厳格な成績評価を学生に周知徹底するため、大学教育支援機構を充実する。

2) 学士課程教育に関する三つの基本方針（学位授与、教育課程の編成と実施、入学者の受入れ）に沿って、学部・研究科の教育の質の向上を推進する。

3) 教育センターを中心に、学生による授業評価の結果を授業改善に反映させるための取組を促進するとともに、教員相互の授業評価と学生の意見を取り入れたFDを実施し、教育の質を保証する体制を整備する。

4) 社会情勢並びに教育研究活動に対する社会的ニーズを踏まえた特色ある教育を実施するため、教育研究組織を再編・整備する。

5) 附属図書館、総合メディア基盤センター等を活用して、教育に必要な設備、図

(3) 学生への支援に関する目標

1) 大学生生活における総合的な学生支援を行うため、学生に対する経済的支援、相談体制等を充実する。

2) 体系的なキャリア教育を充実するとともに、就職支援を強化する。

書館資料、情報ネットワーク等の整備を推進し、教育・学習環境を充実する。

6) 国内の国公立大学との連携を促進し、各大学の教育研究資源を有効に活用する。特に、平成25年度に岐阜大学との共同獣医学科を設置し、獣医学教育を推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 教職員が連携し、学生に対する学習・生活・就職等のきめ細かな相談・指導が実施できるよう、ハラスメント防止を含めた体制を強化する。

2) 学部生や大学院生に対する奨学金制度等による経済的支援を充実する。

3) 課外活動支援制度及び学生相談員制度などを充実する。

4) 保健管理センターを中心に、健康教育及び健康相談を充実させ、きめ細かい健康管理の活動を支援する。

5) キャリア支援組織体制を強化し、社会人、職業人として自立できる能力を養成するキャリア教育を充実する。

6) 学生への就職支援情報の提供機能を強化するとともに、就職ガイダンス等を充実する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1) 基礎的、萌芽的分野の育成を図りつつ、本学の特色ある分野については、世界最高水準の研究を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 本学の特性を生かした多様な学術研究機能を充実できるよう、教員の自由な発想に基づく基礎的、萌芽的研究を推進するための研究環境を整備する。

2) 選択と集中により乾燥地科学、菌類きのこ資源科学、染色体工学、人獣共通感染症等の環境及びライフサイエンスに特化した学際的研究プロジェクトを育成する。

2) 地域社会や産業界の課題解決に向けた研究を推進するとともに、その研究成果を広く社会へ還元することにより、持続性のある生存環境社会の構築に寄与する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

1) 優秀な研究者を広く国内外に求めることにより、国際的競争力をもった卓越した研究拠点を形成する。

2) 最高水準の研究を推進できる環境を整備・充実する。

3) 地域社会や産業界等が抱える諸課題の解決に向けて、自治体、学外の関係諸機関等との共同研究を積極的に実施するとともに、自治体、経済団体等からの要請にも積極的に対応する。

4) シーズ発表会、学会活動及びホームページの活用等、各種広報手段を通じて、研究成果を広く社会へ還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 学術研究推進戦略に基づき選択と集中により本学の特性を活かした環境とライフサイエンス等の学際的研究分野を重点的に推進する研究拠点を形成する。

2) 優秀な人材を確保するため国際公募を導入するとともに、ポストドク等の若手研究者を積極的に登用する。

3) グローバルCOEプログラム等大型の研究プロジェクト組織を充実させ、研究拠点活動を強化する。

4) 設備マスタープランに基づく全国および全学共同利用の研究設備の優先的導入、支援スタッフの充実など研究支援体制を充実する。

5) 研究の進展と社会の要請に応じ、研究組織の見直し等を行うとともに、国内外の研究機関との連携を強化する。

3 その他の目標

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標

1) 地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究を推進する。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標

1) 国、地方自治体、民間団体、さらに他の高等教育機関等との連携を強化し、産

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

1) 「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には地域社会と大学が協働して課題を共有しそれを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

1) 産学・地域連携推進機構を窓口として、全学的な産官学連携推進体制を強化す

官学連携機能を強化する。

2) 地域のニーズを的確に把握し、地域の知の拠点として社会貢献機能を強化する。

3) 地域の人材育成を推進するとともに、地域教育や地域文化の振興に貢献する。

る。

2) 産学・地域連携推進機構を中心に、本学の教育研究の成果を積極的に広報活動を行うとともに、民間企業との共同研究の推進や大学発ベンチャーの育成支援を実施する。

3) 研究を通じて創出された知的財産を効果的に技術移転する活動を展開する。

4) 少子・高齢化や過疎化等、地域社会の諸課題の解決に資するため、本学の知を結集し、地域の活性化を推進する活動を積極的に実施する。

5) 地域社会や住民のニーズに応えたりカレント教育、生涯学習、公開講座、出前講座及び各種研修会等を企画し、実施する。

6) 社会人の大学院入学を促進するとともに、次世代の子どもたちをはじめ地域住民に対し質の高いものづくり等、科学技術の知識と技能を提供する。

7) 鳥取県並びに市町村教育委員会と連携し地域教育の充実を支援するとともに、地域学部附属芸術文化センターを中心に地域の芸術文化の振興に貢献する。

(3) 国際化に関する目標

1) 教育、研究及び社会貢献に係る大学の国際化を強化する。

2) 留学生受入、日本人学生派遣及び教職員の相互交流等、教育研究活動に関連した国際交流活動及び国際協力事業を充実する。

(3) 国際化に関する目標を達成するための措置

1) 海外拠点、国際戦略本部等の組織・機能を充実し、国際的な教育・研究活動への支援と危機管理能力を強化するとともに、大学情報の多言語化を推進する。

2) 外国人教員による語学教育、英語による授業科目、教職員を対象とした英語、中国語、韓国語、スペイン語の研修を充実・強化する。

3) 地域の行政機関、教育機関等との連携を一層強化し、地域社会の特徴を活かした国際交流活動を実施する。

4) 留学生30万人計画に沿った留学生の受入れを拡大するため、修学及び生活支援等の留学生を支援する体制の一元化等、留学生受入のための環境を整備・充実する。

5) 日本人学生及び教職員の派遣を拡大するため、語学力の強化プログラムや留学ガイダンス等の充実、及び国際共同研究情報の広報活動を強化する。

6) 学術交流協定校等との連携を一層強化し、短期留学プログラムを構築するとともに、ダブルディグリー、文化体験プログラム等、本学の特徴を活かした交流プログラムを充実・拡大する。

7) 持続性ある地球環境を維持保全するため、主として開発途上国の人材育成や各種技術協力を、(独)国際協力機構(JICA)等の国際支援機関と連携し推進する。

(4) 附属病院に関する目標

- 1) 高度な医療人の養成を行うとともに、良質な医師及び医療従事者を確保し、医療の質を向上させ、地域医療に貢献する。
- 2) トランスレーショナル・リサーチ（基礎研究の臨床応用）を展開するとともに、先進医療の研究開発を推進する。
- 3) 大学病院の業務に専念できる環境を整備する。
- 4) 病院の社会的責任を果たし、患者中心の安全・安心で効率的な病院運営を実践する。

(5) 附属学校に関する目標

- 1) 大学附属としての附属学校の特性を活かし、全学体制による研究の推進と先進的な教育を実践し、大学への成果の還元を図る。
- 2) 全学体制による開放制の教員養成の特色を活かし、複数学部等の学生等による学際的な教育実習の場を形成する。

(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 1) 臨床教育・実習の充実及び医療の質の向上のため、卒前教育及び卒後初期・後期臨床研修並びに総合診療や生涯教育のための体制を充実する。
- 2) 地域が求める医師及び医療従事者を養成するための教育・研修を充実する。
- 3) 臨床研究経費を拡充するとともに、施設・設備等の基盤を整備するなど、臨床研究支援体制を充実して、先端医療技術の開発を推進する。
- 4) 多様な人事制度と働きがいのある職場環境による、柔軟で機動的な管理体制を構築する。
- 5) 医師・看護師及び医療従事者の業務実績等の評価に基づいて人員の適正配置を行い、環境の改善を行う。
- 6) 患者本位の安全・安心な質の高い医療を実践するため、病院長のリーダーシップのもと、人材・資金・施設設備などを効率的に活用する。
- 7) 地域関連医療機関との連携推進と地域が求める医療体制を充実する。

(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 本学が保有する大学の資源を活用し、附属学校の新たな展開と活用に取り組む。
- 2) 幼児から社会人までを対象とした「生涯にわたる教育」の共同研究体制を構築し、附属学校等を活用して発達科学研究等の研究を推進する。
- 3) 附属学校部運営委員会の機能充実等を通じて、全学的なマネジメント体制を充実させる。
- 4) 全学の教員で組織する教育実習委員会を中心に教育実習を計画し、教員免許の取得を希望する各学部の学生の教育実習を行う。

<p>3) 地域の教育委員会等との連携のもと、地域教育の「モデル校」としての機能を強化する。</p>	<p>5) 地域運営協議会（仮称）の設置や地域の教育委員会等との連絡窓口の設置等を通じて、地域との連携を強化する。</p> <p>6) 現職教員の免許更新講習の実践、研修カリキュラムの開発等に附属学校を活用する。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>1) 社会が大学に求めるニーズに的確に対応するため、学長のリーダーシップが機動的・戦略的に発揮できるよう大学運営体制を強化する。</p> <p>2) 職員の技術・経験等を活かした人員配置、勤務形態、人材育成等により教育研究支援機能を充実する。</p> <p>3) 共同利用・共同研究拠点として認定を受けた研究施設の体制を強化する。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 学長を中心とした運営体制を機動的・戦略的なものとするため、諸会議の効率化を推進するとともに、部局等の連携体制を強化する。</p> <p>2) 予算編成については基本方針を明確にし、学長等裁量による予算及び定員の確保、情報技術革新等を通じて、戦略的活動を推進する。</p> <p>3) 短時間勤務制度の活用等による多様な働き方を工夫するとともに、研修を充実させ職員の能力向上を促進する。</p> <p>4) 職員の能力開発等に活用するため、職員の人事評価システムをより効果的に行えるよう整備する。</p> <p>5) 教育研究支援機能を充実するため、技術系職員の資格取得の促進、専門的研修の充実等の具体策を講じる。</p> <p>6) 共同利用・共同研究拠点（乾燥地科学拠点）として認定された施設としての機能を適切に果たすため、乾燥地研究センターの組織等を整備する。</p>
<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>1) 業務の更なる見直し等により、機能的な業務運営を行う。</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 業務内容を更に見直し、事務の簡素化、業務の外部委託、事務の電子化等を通じて機能的な業務運営を行う。</p>

<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>1) 大学運営の一層の充実のため、競争的資金等による自己収入の獲得増を目指す。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 競争的資金等の公募情報の収集、外部資金獲得につながる研究成果の広報活動等を推進する。</p> <p>2) 企業シーズ等の情報収集システムを構築して、共同研究、受託研究を増加させるとともに、知的財産を活用して外部資金を積極的に獲得する。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>1) 管理的経費の削減に向けた計画的な取り組みを推進する。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>1) 業務の外部委託、事務の効率化、光熱水量の節減等の管理的経費の削減に向けた取り組みを検証し、新たな削減方策を検討して実施に移す。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>1) 健全な大学経営を行うため、資産の正確な実態把握に基づき、効率的・効果的に運用する。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 資産(土地・建物・設備・資金)について、全学的視点に立った効率的・効果的な運用・管理を行う。</p>

<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>1) 自己点検・評価等に係る体制の充実及び評価方法等の改善を通じて、効果的な評価を目指す。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 自己点検・評価活動等を組織的・継続的に実施し、結果を大学運営等の改善に資するとともに、社会に向けて公開する。</p> <p>2) 大学評価室の機能向上と部局等との連携を強化するとともに、大学情報をデータベース化し評価に活用する情報システムを構築する。</p> <p>3) 教員の業績評価システムの整備を進め、評価結果を教育研究活動等に積極的に活用する。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>1) 大学のブランドイメージを高めるために、大学に関する情報の戦略的・効果的な発信等を行う。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 卒業生に対する大学情報発信等の体制を構築する。</p> <p>2) マスメディアを活用し、大学の持つ知的資源、教育研究成果を広く社会に公開する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>1) 大学の理念に基づき、教育研究等の推進及び人間力の涵養に資するため、施設設備の計画的な整備を進め、また、管理を充実させて効率的活用を推進する。</p> <p>2) 学生や職員のアメニティに配慮した質の高いキャンパス環境の整備を推進する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 経営戦略を反映させた全学的な施設整備構想に基づき、適正な施設設備の維持及び整備を行う。</p> <p>2) 補助金以外の資金活用を含めた、新たな手法による施設整備（学生寮など）を推進する。</p> <p>3) 施設の利用状況に関する実態調査等を実施し、効率的な活用を行う。</p> <p>4) キャンパスアメニティ、緑地環境に配慮した施設整備を推進するとともに、環境マネジメントの実践により快適なキャンパス作りを推進する。</p>

<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>1) 安全なキャンパスの構築に向け、施設及び環境整備を推進し、危機管理体制を充実する。</p> <p>2) 職員及び学生等の安全衛生等に関する意識啓発、快適な教育研究・労働環境の確保等により安全衛生管理を充実し、災害等を防止する。</p> <p>3) 情報セキュリティを高め、情報管理を徹底する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 危機管理マニュアル等の見直しを行い、危機管理体制を充実する。</p> <p>2) 耐震性の向上、地域社会に開かれたユニバーサルデザイン化、防犯設備の充実等を通じて、安全安心な施設整備を推進する。</p> <p>3) 職員や学生等に対する安全衛生の講習会、実地訓練等の安全教育を実施する。</p> <p>4) 衛生管理者等の有資格者の養成と適切な配置を行うとともに、危険有害業務の実施状況を把握し、リスク軽減のための方策を講じる。</p> <p>5) 情報セキュリティポリシーに基づき、研修会、監査等を通じて、情報セキュリティを強化する。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>1) 研究に関連する法令等を遵守し、体制を整備・充実するとともに、研究費等の適切な執行を行う。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 研究費等の不正使用防止体制による内部牽制機能等を検証するとともに、不正防止の研修会、説明会等を実施し、研究費の適切な執行を行う。</p> <p>2) 遺伝子組換え実験、動物実験、アイソトープ実験の関連法令等を遵守するための全学的体制を充実させる。</p>
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p>

	<p>Ⅶ 短期借入金の限度額</p> <p>○短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 2.9億円</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>														
	<p>Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1) 附属病院施設・設備の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び建物について、担保に供する。</p>														
	<p>Ⅸ 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>														
	<p>X その他</p> <p>1. 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1167 963 2083 1321"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・（医病）第2中央診療棟改修</td> <td rowspan="2">総 額 917</td> <td>施設整備費補助金（63）</td> </tr> <tr> <td>・小規模改修</td> <td>船舶建造費補助金（0）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>長期借入金（542）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>国立大学財務・経営センター 施設費交付金（312）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p>	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	・（医病）第2中央診療棟改修	総 額 917	施設整備費補助金（63）	・小規模改修	船舶建造費補助金（0）			長期借入金（542）			国立大学財務・経営センター 施設費交付金（312）
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源													
・（医病）第2中央診療棟改修	総 額 917	施設整備費補助金（63）													
・小規模改修		船舶建造費補助金（0）													
		長期借入金（542）													
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金（312）													

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。
 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- 1) 学長のリーダーシップの下で、柔軟な人員配置を行う。
- 2) 男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、大学における男女の対等な参画をより一層推進する。
- 3) 教員については、広く教育研究に優れた者を求めるため、原則公募制により採用を行う。
- 4) 職員の能力向上を図るため、研修を充実させるとともに、他機関等との人事交流を推進する。
- 5) 教員の業績評価システムの整備を進め、評価結果を教育研究活動等に積極的に活用する。
- 6) 職員の能力開発等に活用するため、職員の人事評価をより効果的に行えるよう人事評価システムを整備する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 90,208 百万円 (退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 該当なし。

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
長期借入金償還金 (国立大学財務・経営センター)	1,710	1,720	1,668	1,612	1,495	1,398

中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
9,603	6,872	16,475

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況により変更されることもある。

(単位：百万円)

財源	年度					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
長期借入金償還金 (民間金融機関)	0	0	13	13	13	13

中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
52	273	325

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況により変更されることもある。
(リース資産) 該当なし。

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 附属病院救命救急センター及び高次感染症センター整備事業に係る施設設備整備費、移転費の一部
 - ② その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別表 1 (学部、研究科等)

学 部	地域学部 医学部 工学部 農学部
研 究 科	地域学研究科 医学系研究科 工学研究科 農学研究科 連合農学研究科（鳥取大学、島根大学、山口大学で構成する 連合大学院） 山口大学大学院連合獣医学研究科の参加校

別表 2 (共同利用・共同研究拠点)

乾燥地研究センター

別表 (収容定員)

平成 22 年度	地域学部	760人	
	医学部	1,178人	(うち医師養成に係る分野 508人)
	工学部	1,800人	
	農学部	1,010人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)
	地域学研究科	60人	(うち修士課程 60人)
	医学系研究科	330人	(うち修士課程 82人) (うち博士課程 248人)
	工学研究科	369人	(うち修士課程 306人) (うち博士課程 63人)
	農学研究科	122人	(うち修士課程 122人)
	連合農学研究科	51人	(うち博士課程 51人)
	地域学部	760人	
	医学部	1,205人	(うち医師養成に係る分野 535人)
	工学部	1,800人	
	農学部	1,010人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)

平成 23 年 度	地域学研究科	60人	(うち修士課程 60人)
	医学系研究科	307人	(うち修士課程 82人) (うち博士課程 225人)
	工学研究科	369人	(うち修士課程 306人) (うち博士課程 63人)
	農学研究科	122人	(うち修士課程 122人)
	連合農学研究科	51人	(うち博士課程 51人)
	<hr/>		
平成 24 年 度	地域学部	760人	
	医学部	1,235人	(うち医師養成に係る分野 565人)
	工学部	1,800人	
	農学部	1,010人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)
	地域学研究科	60人	(うち修士課程 60人)
	医学系研究科	288人	(うち修士課程 82人) (うち博士課程 206人)
	工学研究科	369人	(うち修士課程 306人) (うち博士課程 63人)

	<p>農学研究科 122人 (うち修士課程 122人)</p> <p>連合農学研究科 51人 (うち博士課程 51人)</p>
	<p>地域学部 760人</p> <p>医学部 1,265人 (うち医師養成に係る分野 595人)</p> <p>工学部 1,800人</p> <p>農学部 1,010人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)</p>
平成 25 年度	<p>地域学研究科 60人 (うち修士課程 60人)</p> <p>医学系研究科 269人 (うち修士課程 82人) (うち博士課程 187人)</p> <p>工学研究科 369人 (うち修士課程 306人) (うち博士課程 63人)</p> <p>農学研究科 122人 (うち修士課程 122人)</p> <p>連合農学研究科 51人 (うち博士課程 51人)</p>
	<p>地域学部 760人</p> <p>医学部 1,295人 (うち医師養成に係る分野 625人)</p> <p>工学部 1,800人</p>

平成 26 年 度	農学部	1,010人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)
	地域学研究科	60人	(うち修士課程 60人)
	医学系研究科	250人	(うち修士課程 82人) (うち博士課程 168人)
	工学研究科	369人	(うち修士課程 306人) (うち博士課程 63人)
	農学研究科	122人	(うち修士課程 122人)
	連合農学研究科	51人	(うち博士課程 51人)
平成 27 年 度	地域学部	760人	
	医学部	1,315人	(うち医師養成に係る分野 645人)
	工学部	1,800人	
	農学部	1,010人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)
	地域学研究科	60人	(うち修士課程 60人)

	医学系研究科	250人	(うち修士課程 82人)	
			(うち博士課程 168人)	
	工学研究科	369人	(うち修士課程 306人)	
			(うち博士課程 63人)	
	農学研究科	122人	(うち修士課程 122人)	
	連合農学研究科	51人	(うち博士課程 51人)	

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	67,703
施設整備費補助金	63
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	312
自己収入	120,246
授業料及び入学科検定料収入	22,344
附属病院収入	95,840
財産処分収入	0
雑収入	2,062
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	8,376
長期借入金収入	542
計	197,242

支出	
業務費	174,373
教育研究経費	92,109
診療経費	82,264
施設整備費	917
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	8,376
長期借入金償還金	13,576
計	197,242

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 90,208 百万円 を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、鳥取大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対

応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 22 年度入学

料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

II〔特別運営費交付金対象事業費〕

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \\ \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入 (③) 、その他収入 (④) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整

額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y)：特別経費（⑤）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I(y)：特種要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)}$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

K (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

L (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【 諸 係 数 】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.4\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成 23 年度以降は平成 22 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 22 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 22 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	187,908
經常費用	187,908
業務費	167,983
教育研究経費	15,333
診療経費	49,817
受託研究費等	5,201
役員人件費	1,438
教員人件費	48,295

職員人件費	47,899
一般管理費	3,768
財務費用	3,315
雑損	0
減価償却費	12,842
臨時損失	0
収入の部	196,464
経常収益	196,464
運営費交付金収益	66,298
授業料収益	18,638
入学金収益	2,748
検定料収益	729
附属病院収益	95,840
受託研究等収益	5,201
寄付金収益	3,175
財務収益	90
雑益	1,972
資産見返負債戻入	1,773
臨時利益	0
純利益	8,556
総利益	8,556

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	198,991
業務活動による支出	181,111
投資活動による支出	2,555
財務活動による支出	13,576
次期中期目標期間への繰越金	1,749
資金収入	198,991
業務活動による収入	196,325
運営費交付金による収入	67,703
授業料及び入学生料検定料による収入	22,344
附属病院収入	95,840
受託研究等収入	5,201

寄付金収入	3,175
その他の収入	2,062
投資活動による収入	375
施設費による収入	375
その他の収入	0
財務活動による収入	542
前期中期目標期間よりの繰越金	1,749

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。